

第63号議案

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、秘密の保持に係る根拠規定を改めるほか、公募によらない指定管理者の候補者の選定に係る規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(公募によらない指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 公募の暇がないときその他の公募によらない方法をとることに相当な理由があると認められるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(秘密保持義務)</p> <p>第13条 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、第7条の協定並びに<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第2号及び第67条の規定を遵守し、個</u></p>	<p style="text-align: center;">(公募によらない指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(秘密保持義務)</p> <p>第13条 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、第7条の協定並びに<u>芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）第12条及び第13条の規定を遵守し、個人情報</u>が適</p>

改正後	改正前
人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。	切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、秘密の保持に係る根拠規定を改めるほか、公募によらない指定管理者の候補者の選定に係る規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 受託者等や従事者の個人情報の取扱いに係る根拠規定を芦屋市個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に改める。(第13条関係)

- (2) 指定管理者の候補者の選定について、公募の暇がないときその他の相当な理由があると認められるときは、非公募で選定できることとする。(第5条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

個人情報の保護に関する法律抜粋（_____部分は、令和5年4月1日施行）

（安全管理措置）

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（第1号省略）

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

（第3号から第5号まで省略）

（従事者の義務）

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。